公募説明書

令和５年２月１６日付けで公募に付した随意契約参加確認公募の詳細については，この公募説明書によるものとする。

１　公募する趣旨

電子計算機用磁気記録媒体等の保管及び運搬業務は，住民記録等機密性の高い重要な業務システムデータの災害等による滅失，破損等を防止するため，バックアップデータを記録した電磁記録媒体等を外部施設に保管し業務データの保全を図るものである。このため盗難，災害等に備えた十分なセキュリティが確保されている保管施設を所有し，緊急の運搬依頼にも遅滞なく運搬できる業者を相手方とする必要がある。このことから，令和５年度についても今年度の契約相手（以下「契約予定者」という。）との契約手続を行う予定としているが，契約予定者以外の者で，下記の応募要件を満たし，本契約の受注を希望する者の有無を確認する目的で，参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお，応募する者がいない又は応募要件を満たす者がいない場合にあっては，契約予定者との契約手続に移行し，応募要件を満たす者がいる場合にあっては，契約予定者と応募者とで競争性のある契約手続に移行する。

２　担当部局

旭川市６条通９丁目旭川市総合庁舎６階　総務部情報政策課
電話　０１６６－２５－５４９０　ＦＡＸ　０１６６－２４－４３１３

３　契約概要

⑴　件　　名　電子計算機用磁気記録媒体等の保管及び運搬業務

⑵　契約内容　①　保管業務

電子計算機用磁気テープ等の記録媒体が収納されたトランクケース（以下「保管対象物」という。）を受託者の所有，管理する施設（室）で保管すること。

記録媒体を収納するトランクケースは，ＬＴＯが１０本収納できる施錠可能なものとし，受託者が必要な個数を用意すること。また，トランクケースの開錠及び施錠は本市が行うこと。

②　運搬業務

保管対象物を本市の指定する場所で受領し，保管施設までの運搬及び保管期間の終了した保管対象物を本市の指定する場所まで運搬し，返却すること。

③その他詳細については，別紙仕様書のとおり。

⑶　契約目的　　住民記録等機密性が高い重要な業務システムデータの災害等による滅失，破損等を防止するため。

⑷　履行期間　令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで

４　応募要件

⑴　基本的要件

ア　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

イ　旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

ウ　旭川市物品購入等競争入札参加資格を有していること。

⑵　保管施設の要件

ア　保管施設は，施錠が可能こと。

イ　保管施設内に十分な強度を持つ耐火金庫等を設置し，その中に保管対象物を施錠のうえ保管が可能なこと。

ウ　保管施設は生体認証等による入退室管理を行い，許可された者以外の入退室制限が可能なこと。

エ　保管施設は，監視カメラ等による２４時間の監視が可能なこと。

オ　外部からの侵入があった場合，迅速に対応できる警備体制を備えること。

カ　気温１６℃～３２℃及び湿度２０％～８０％（結露しないこと）の範囲で保管が可能なこと。

キ　ちり，ほこりの除去等及び電磁界の発生防止対策が可能なこと。

ク　建物の倒壊等により，保管対象物等が破損しないように対策が可能なこと。

ケ　保管施設の防火対策が行われていること。

コ　旭川市総合庁舎から道路距離で１０ｋｍ圏内にあること。

⑶　運搬に関する要件

ア　旭川市の休日を定める条例（平成５年旭川市条例第３号）第１条第１項に規定する本市の休日を除く毎日運搬が可能なこと。

イ　本市からの緊急運搬等の依頼があったときは，保管対象物を授受日時にかかわらず遅滞なく運搬が可能なこと。

ウ　保管対象物を車両の運搬車両の荷室に収納し，荷室内で動かないように固定するとともに安全運転に努めること。

⑷　保管の開始に関する要件

保管施設に運搬された保管対象物の保管を遅滞なく開始できること。

⑸　資格等の要件

ア　倉庫業法（昭和３１年法律第１２１号）第３条の登録を受けている者であること。

イ　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第３条の許可を受けている者又は同法第３６条の貨物軽自動車運送事業者であること。

５　参加意思確認書等の提出

本公募に参加を希望する者は，次のとおり参加意思確認書等を提出しなければならない。

⑴　提出書類

ア　参加意思確認書（様式１）

イ　倉庫業法第３条及び第４条により登録した倉庫に関する次の書類の写し。

(ｱ)　登録通知書

(ｲ)　倉庫の図面

ウ　貨物自動車運送事業法第３条による許可に係る許可書の写し又は同法第３６条の貨物軽自動車運送事業届出をした際の届出書の写し若しくは届出がされていることを運輸局に証明された証明願の写し。

⑵　提出期限　令和５年３月７日（火）午後５時まで

⑶　提出場所　２に同じ。

⑷　提出方法　持参すること。

⑸　その他

ア　提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書は無効とする。

イ　参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は，提出者の負担とする。

ウ　市長は，提出された参加意思確認書等を，参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。

エ　提出された参加意思確認書等は返却しない。

６　参加意思確認書の審査結果通知

参加意思確認書等の提出があった者には，令和５年３月１４日（火）を通知期限として次に掲げる事項を記載した参加意思確認結果通知書（様式２）をファクシミリにより通知する。なお，通知期限の翌日において，通知がない場合は，２に連絡し確認すること。

⑴　応募要件を満たすとした者にあっては，応募要件を満たすとした旨並びに今後の契約手続についての概要及び詳細について別途通知する旨

⑵　応募要件を満たさないとした者にあっては，応募要件を満たさないとした旨及びその理由並びに所定の期限までに応募要件を満たさない理由について説明を求めることができる旨

７　その他

⑴　参加意思確認書等に虚偽の記載をした場合は，当該参加意思確認書を無効とするとともに，旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

⑵　その他の本公募に関しての問合せ先　２に同じ。